

地方創生先行型交付金事業について

対象受検機関：商工労働部雇用推進室就業促進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>「地方創生先行型交付金事業」について 商工労働部では、国の経済政策により創設された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」により、平成27年度から「おおさかU I J ターン促進事業」、「若者安定就職応援事業」を実施している。</p> <p>1 おおさかU I J ターン促進事業（企画提案公募により民間事業者へ業務を委託）</p> <p>(1) 目的 中小企業の人材確保のため、東京圏の優秀な人材の掘り起こしや府内中小企業の魅力発信、人材と企業のマッチングを行う。</p> <p>(2) 事業内容 ア 東京、大阪に支援拠点を設けスタッフが常駐し、就職希望者に対するセミナーや相談受付などの支援を実施 イ 企業の開拓、マッチング及び国、大学、関係団体とのネットワークの構築 ウ 魅力発信情報誌（関西優良企業ガイド）の制作・発行、魅力情報w e bサイトの運営 エ 企業と求職者の交流企画（合同企業説明会、セミナー等）の実施</p> <p>(3) 目標・実績 ア 魅力発信情報誌への掲載企業数 ・ 事業者提案目標1,044社（府提示目標1,000社）⇒ 実績1,048社 イ w e bサイト上での交流に参加した者の就職希望者数 ・ 事業者提案目標210人（府提示目標100人）⇒ 実績154人 ウ 東京圏からの安定就職者数 ・ 事業者提案目標210人（府提示目標150人）⇒ 実績6人</p> <p>(4) 決算額 契約金額111,588,000円 ⇒ 支出額65,140,658円 ※ 契約書において委託料の減額規定は定めていないが、安定就職者数の目標値を下回ったことから、事業者から減額の申出があり、協議により減額した。</p> <p>2 若者安定就職応援事業（企画提案公募により民間事業者へ業務を委託）</p> <p>(1) 目的 金融機関と連携した合同企業説明会の開催等を通して、若者と府内中小企業とのマッチングを行う。</p> <p>(2) 事業内容 ア 就職支援対象者の募集・登録 イ マッチングに繋げるための取組の企画・実施（合同企業説明会等） ウ 支援対象企業の開拓及び採用支援 エ 継続的な就職支援及び定着支援（離職防止）の実施</p>	<p>1 両事業とも、最終的な目標は安定就職者数を確保することであるが、各事業の実績は目標値に対し、極めて低い結果となっている。</p> <p>2 企画提案公募の募集要項や契約書には、事業者が提案した目標値が達成されなかった場合の取扱いについての記載がなく、実績が目標を大きく下回ったとしても、事業者が同意しなければ委託料の減額ができないため、事業者からの責任ある目標値の提案や、事業者の目標達成努力を担保できない契約となっている。</p> <p>3 平成27年度については、非常に実績が低かったために事業者から委託料の減額の申出があり、協議の上、減額しているが、算定方法等が契約上、取決められていない。</p>	<p>事業者の目標達成度に応じて支払額が決まる仕組みを取り入れるなど、事業者からの責任ある提案や事業者の目標達成努力を担保できるよう、関係部局の意見も聞きながら契約内容を改められたい。</p>

<p>(3) 目標・実績</p> <p>ア 登録者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標8,000人（府提示目標8,000人）⇒ 実績1,548人 <p>イ 企業求人開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標2,000社（府提示目標なし）⇒ 実績1,189社 <p>ウ 安定就職者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標400人（府提示目標350人）⇒ 実績50人 <p>エ 離職防止のためのコンサルティング（企業向け定着支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者提案目標25社（府提示目標25社）⇒ 実績14社 <p>(4) 決算額</p> <p>契約金額80,148,000円 ⇒ 支出額35,638,759円</p> <p>※ 契約書において委託料の減額規定は定めていないが、安定就職者数の目標値を下回ったことから、事業者から減額の申出があり、協議により減額した。</p> <p>3 目標値未達成時における委託料の取扱いについて</p> <p>両事業とも、当初、公募要領の作成に当たり、目標値未達成時の委託料の減額について規定を設けることを試みたが、法的な検討が必要であることが判明したためこれを見送った。</p> <p>履行内容が大幅に目標を下回る場合には、契約書の協議条項に基づき委託料の減額について協議を行う旨、公募説明会において説明した。</p>		
<p>措置の内容</p>		
<p>事業者の目標達成努力が担保できるよう、法務（弁護士）相談や契約局競争入札審査会において意見を聞き、次のとおり目標達成度に応じて支払額が決まる契約内容に改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務にかかる人件費相当額から大阪府の最低賃金を基に算出した人件費相当額を差し引いたものを「成果対象額」とする。 ・ 仕様書で定めた目標にかかる達成数を事業者の提案目標数で除したものを「事業達成率」とする。 ・ 「成果対象額」に「事業達成率」を乗じたものを「成果対象支払額」とする。（ただし、成果対象額を上限とする。） ・ 「成果対象支払額」と「成果対象支払額以外の精算額」を足した金額を大阪府に支払い請求することができる。 		

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月10日、事務局：平成28年6月22日から同年7月15日まで）